

川崎市指令環廃 第10号

許可番号 第05-720163501号

産業廃棄物処分業許可証

住所 川崎市川崎区扇町6番10号

氏名 株式会社 アイアールイー

代表取締役 郡司 穰 様

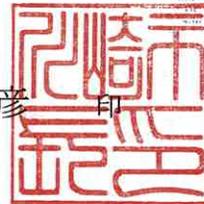
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和4年4月28日

川崎市長 福田 紀彦 印

許可の年月日 令和4年5月1日

許可の有効期限 令和9年4月30日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ 金属くず、
カ ガラスくず 以上6種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)) を記入すること。
別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和4年5月1日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破砕施設 (破砕施設) (設置年月日 平成24年4月25日)	4t/日 (廃プラスチック類) 2t/日 (紙くず) 4.8t/日 (木くず) 1.7t/日 (繊維くず) 3.3t/日 (金属くず) 3.5t/日 (ガラスくず)	神奈川県川崎市川崎区扇町5-22 (465.7 m ²)

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破砕施設一式	4.8t/日	破砕施設



この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。